

(報道発表資料)



令和6年12月10日

京都市子ども若者はぐくみ局

〔担当：はぐくみ創造推進室〕
〔電話：075-366-5037〕

「京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会」の市民公募委員の募集

京都市では、子ども若者はぐくみ局が所管する社会福祉施設等を運営する団体の選定を行う「京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会」を設置し、幅広く皆様から御意見等をいただき、施策に反映しています。

この度、同委員会に市民公募委員として参加いただける方を募集します。

- 1 募集人数 1名
- 2 任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 応募資格 令和7年4月1日時点で、次の条件を全て満たす方
 - (1) 本市の児童福祉に関する施策に理解・関心のある方
 - (2) 京都市内に居住又は通勤、通学する年齢18歳以上の方
※ 国籍は問いませんが、日本語で読み書きが可能な方
 - (3) 国、地方公共団体の議員または常勤の公務員でない方
 - (4) 平日の日中に開催される委員会に出席できる方（概ね年間3回程度）
 - (5) 本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
- 4 応募方法 次の書類を応募期間内に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、応募様式は本市ホームページ（以下のアドレス参照）に掲載しています。
 - (1) 市民公募委員応募用紙
 - (2) 小論文「児童館等の児童福祉施設に期待すること」
※ 自らの体験、考え方等をもとに、800字以内で自由にお書きください。

本市ホームページアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_bosyu/hagukumi/0000335138.html

- 5 応募期間 令和6年12月16日（月）から令和7年1月16日（木）
※ 持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始（12月28日～1月5日）を除く。）、郵送の場合は当日消印、電子メールの場合は当日送信日時記録までが有効です。
- 6 業務内容 子ども若者はぐくみ局所管の社会福祉施設等を運営する団体（指定管理者）を選定するに当たり、申請団体から提出された書類の審査や必要に応じて申請団体へのヒアリング審査等を行っていただきます。ただし、指定管理者として応募された団体との間に特別の利害関係を有する場合等は、当該審査に参加できませんので、あらかじめ御了承ください。
- 7 選考 応募書類をもとに選考した後、選考結果を応募者全員に郵送にてお知らせします。
なお、応募書類は返却しませんので御了承ください。
- 8 報酬 本委員会への出席ごとに、10,000円をお支払いします。
- 9 応募先・問合せ先 〒604-0845
京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552
明治安田生命京都ビル4階
京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
TEL：075-366-5037
Eメール：hagukumi-kansa@city.kyoto.lg.jp

（参考）京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第16条の規定に基づき、子ども若者はぐくみ局が所管する公の施設の指定管理者の候補者となる団体を選定するために設置する委員会です。委員会は学識経験者及び市民公募委員等により構成されます。